

議案第120号

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間の変更について

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間（平成25年12月18日議決）を次のとおり変更する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成25年11月29日提出・平成25年12月18日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 川崎市地方卸売市場南部市場 所在地 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
指定管理者となる 団体	住 所 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1 名 称 川崎市場管理株式会社 代表者 代表取締役 柴崎 太喜一
現行の指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

- 2 川崎市地方卸売市場南部市場指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

平成30年6月の卸売市場法の改正に伴い、その趣旨を踏まえた市場運営を実現するため、本年秋以降に国から示される「卸売市場に関する基本方針」等を確認しながら、取引ルールや市場利用料等について規定する「川崎市地方卸売市場業務条例」を改正する必要があることから、それらの手続きに要する期間として、現行の指定管理期間を1年延長するものである。